

## 識別表示基準

生分解性プラ	2000年 4月 (第1版)
	2009年10月 (改定)
	2012年 7月 (改定)
バイオマスプラ	2006年 6月 (第1版)
	2009年10月 (改定)
	2011年 9月 (改定)
	2012年 7月 (改定)
	2018年11月 (統合・改定)
	2021年 6月 (改定)
海洋生分解性プラ	2023年 7月 (第1版)

日本バイオプラスチック協会

1. 生分解性プラ識別表示基準	p. 3
2. コンポスト化可能生分解性プラ識別表示基準	p. 4
3. 海洋生分解性プラ識別表示基準	p. 5
4. バイオマスプラ識別表示基準	p. 6

## 1. 生分解性プラ識別表示基準

- (1) 「生分解性プラ」の全ての構成材料（成分）は生分解性プラ PL に登録されていなければならない。
- (2) 構成材料として PL の分類 A に登録された生分解性合成高分子化合物を含まなければならない。
- (3) 生分解性合成高分子化合物（PL 分類 A）と天然有機材料（PL 分類 B-8）の総計を 50.0 重量%以上、または 50.0 体積%以上含むものでなければならない。
- (4) 1 重量%以上含まれるすべての有機材料は、当委員会が指定する生分解性試験において 60%以上の生分解度が確認されたものでなければならない。
- (5) 1 重量%未満の非生分解性有機材料の合計量は、5 重量%未満でなければならない。
- (6) 含まれる特定元素の量は、別表 1 の上限値を超えてはならない。
- (7) 「生分解性バイオマスプラ」表記を用いる場合は、バイオマスプラ PL 分類 A に登録されたバイオマス由来合成高分子化合物を使用し、当該バイオマス由来成分が製品全体の 25.0 重量%以上でなければならない。

別表 1 特定元素の含有量上限値

元素名	製品中の含有 上限値(ppm)	元素名	製品中の含有 上限値(ppm)
カドミウム (Cd)	0.5	セレン (Se)	0.75
鉛 (Pb)	50.0	ニッケル (Ni)	25.0
クロム (Cr)	50.0	亜鉛 (Zn)	150.0
砒素 (As)	3.5	モリブデン (Mo)	1.0
水銀 (Hg)	0.5	フッ素 (F)	100.0
銅 (Cu)	37.5		

### 参考

- CEN/TC261/SC4/WG2 N4; Requirements for packaging recoverable through composting and biodegradation - Test scheme and evaluation criteria for the final acceptance of packaging
- 昭和 25 年農林省告示第 177 号（肥料取締法に基づく特殊肥料等）
- 平成 3 年環境庁告示第 46 号「土壌の汚染に係わる環境基準」（農用地における土壌）
- 昭和 48 年総理府令「金属等を含む産業廃棄物に係わる判定基準を定める総理府令」

## 2. コンポスト化可能生分解性プラ識別表示基準

- (1) 「コンポスト化可能生分解性プラ」の全ての構成材料（成分）は生分解性プラ PL に登録されていなければならない。
- (2) 構成材料として PL 分類 A-2 に登録された生分解性合成高分子化合物を含まなければならない。
- (3) 生分解性合成高分子化合物（PL 分類 A）と天然有機材料（PL 分類 B-8）の総計を 50.0 重量%以上、または 50.0 体積%以上含むものでなければならない。
- (4) 1 重量%以上含まれるすべての有機材料は、当委員会が指定する生分解性試験において 60%以上の生分解度が確認されたものでなければならない。
- (5) PL 分類 A-1 と 1 重量%未満の非生分解性有機材料の合計量は、5 重量%未満でなければならない。
- (6) PL 分類 B,C の構成材料の最大寸法は 2 mm 未満でなくてはならない。
- (7) 肉厚は、構成する各生分解性合成高分子化合物が崩壊性試験に合格した肉厚のうち最小値を超えてはならない。
- (8) 含まれる特定元素の量は、別表 1 の上限値を超えてはならない。

### 3. 海洋生分解性プラ識別表示基準

- (1) 「海洋生分解性プラ」の全ての構成材料（成分）は海洋生分解性プラ PL に登録されていない。
- (2) 構成材料として PL の分類 A に登録された海洋生分解性合成高分子化合物を含まなければならない。
- (3) 海洋生分解性合成高分子化合物（PL 分類 A）と天然有機材料（PL 分類 B-8）の総計を 50.0 重量%以上、または 50.0 体積%以上含むものでなければならない。
- (4) 1 重量%以上含まれるすべての有機材料は、当委員会が指定する海洋生分解性試験において 90% 以上の生分解度が確認されたものでなければならない
- (5) 1 重量%未満の非生分解性有機材料の合計量は、5 重量%未満でなければならない。
- (6) 含まれる特定元素の量は、別表 1 の上限値を超えてはならない。
- (7) 「海洋生分解性バイオマスプラ」表記を用いる場合は、バイオマスプラ PL 分類 A に登録されたバイオマス由来合成高分子化合物を使用し、当該バイオマス由来成分が製品全体の 25.0 重量%以上でなければならない。

#### 4. バイオマスプラ識別表示基準

- (1) 「バイオマスプラ」の全ての構成材料（成分）は、別表 2 に定める使用禁止物質に該当してはならない。
- (2) PL 分類 A に登録されたバイオマス由来合成高分子化合物中、又は分類 E に登録されたバイオマス由来熱硬化性プラスチック原料組成中のバイオマス由来成分を、25.0 重量%以上含まなければならない。
- (3) 鉛・カドミウム・水銀・六価クロムを含む化合物の使用を禁止する。意図的使用がない場合でも、これら特定有害物質の製品中に於ける含有量は、別表 3 に示す値を超えてはならない。

##### 別表 2 使用禁止物質

- a) 最新の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（略称化審法）」で第 1 種及び第 2 種特定化学物質に指定されているもの。
- b) 最新の「労働安全衛生法」に定める製造禁止物質。
- c) 最新の「毒物及び劇物取締法」において毒物に指定されているもの。
- d) IARC（国際がん研究機関）の化学物質の発がん性についての評価分類でグループ 1 に分類された化学物質。
- e) 当協会が特に使用が好ましくないとしたもの。

##### 別表 3 特定有害物質の最大許容濃度（閾値）

有害物質	最大許容濃度 (ppm)
鉛	1000
カドミウム	100
水銀	1000
六価クロム	1000

##### 参考

EU 指令（RoHS「電気・電子機器における特定有害物質の使用制限」、ELV「使用済み自動車に関する指令」）を参考に決定。